

## 賃上げ環境整備支援事業補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、物価高騰や深刻な人手不足等の厳しい経営環境にある市内中小企業等が、生産性の向上と賃上げの好循環を実現するため、専門家の伴走支援を受けて業務プロセスの改善や最適化に取り組みつつ、省力化等に資する設備投資を実施する「賃上げ環境整備支援事業」(以下「本事業」という。)の実施に関し、京都市補助金等の交付等に関する条例(以下「条例」という。)及び京都市補助金等の交付等に関する条例施行規則に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 中小企業者 「中小企業等経営強化法」(平成11年法律第18号)第2条第1項各号に規定する「中小企業者」(みなし大企業を除く。)をいう。
- (2) 小規模企業者 中小企業基本法第2条第5項に規定する者(政令に準じ、宿泊業及び娯楽業は従業員20人以下を小規模企業者とする)をいう。

### (補助対象者)

第3条 本事業における補助金の交付の対象となる者(以下「補助対象者」という。)は、次の各号を満たす者とする。

- (1) 京都市内に主たる事業所等を有する中小企業者・小規模企業者、個人事業主、組合等(別表1参照)
  - (2) 雇用保険法(昭和49年法律第116号)第5条第1項に規定する適用事業の事業主
  - (3) 事業完了後の実績報告時において、直近1箇月分の給与支給総額を基準月(令和7年12月分)と比較して1.9%以上増加させること。ただし、給与支給総額の比較は、基準月及び実績報告時に在籍する同一の従業員(補助対象者が雇用する全ての従業員(役員を除く)をいう。)を対象に行うものとし、主たる事業所や設備を導入する工場の従業員のみを抽出するのではなく全体の従業員(役員除く)を対象とする。
- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、補助対象者としなない。
- (1) 市町村税を滞納している者
  - (2) 大企業またはみなし大企業
  - (3) 営業に関して必要な許認可等を取得していない者
  - (4) 政治的・宗教的活動を主たる目的とした者
  - (5) 京都市暴力団排除条例第2条第4号に規定する暴力団員等又は同条第5号に規定する暴力団密接関係者
  - (6) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)に規定する性風俗関連特殊営業並びにそれらに類似する業種を営む者
  - (7) 前各号に規定するもののほか、市長が不適當であると認める者

(支援内容及び枠組み)

第4条 本事業の支援内容は、専門家の派遣（伴走支援）及び設備投資等に係る補助金の交付とする。

2 補助金の枠組みは次の各号のとおりとする。

(1) 一般枠

(2) 小規模企業者枠（小規模企業者（個人事業主含む）のみ選択可）

3 前項の規定にかかわらず組合等は、一般枠のみ申請できるものとする。

(事前エントリー及び専門家派遣)

第5条 補助金の交付を申請しようとする者は、あらかじめ事前エントリー申込書（第1号様式）を提出し、次の各号に掲げるところにより、専門家による伴走支援（事業計画策定支援等）を受けなければならない。ただし、市長が特に認める場合はこの限りでない。

(1) 専門家の派遣回数は1事業者につき、1～3回とし、本市が委託する専門家を活用するものとする。

(2) 1回目の専門家派遣では、補助金の交付申請を受けようとする対象経費（機器購入・設備導入）について、生産性向上に資する内容であることを確認する。

2 補助金の交付を申請しようとする者は、前項の専門家の支援等により、交付申請時に事前エントリー申込書時点の対象経費を増減することができる。

(補助対象期間)

第6条 補助金の交付の対象となる期間（以下「補助対象期間」という。）は、交付決定通知日から令和9年1月31日までとする。

(補助対象事業)

第7条 補助金の交付対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、第5条の専門家派遣等を通じて策定された事業計画に基づき実施する、省力化・生産性向上に資する機械装置・設備の導入を行う事業とする。

2 次に掲げる事業は、補助対象事業としないものとする。

(1) 京都市外に設備、機器を導入する事業

(2) 補助対象期間外に発注、納品及び支払いが完了した事業

(補助対象経費)

第8条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象事業の実施に直接必要な経費であって、別表2に掲げるものとする。ただし、消費税及び地方消費税相当額を除く。

(補助率及び補助金の額)

第9条 補助金の補助率、補助上限額及び補助下限額は、次の表のとおりとする。ただし、算出された補助金の額に千円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

区分	補助率	補助上限額	補助下限額
一般枠	補助対象経費の 2/3 以内	200 万円	50 万円
小規模企業者枠	補助対象経費の 4/5 以内	100 万円	20 万円

(交付の申請)

第 10 条 本事業による補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、賃上げ環境整備支援事業補助金交付申請書（第 2 号様式）に次に掲げる書類を添えて、市長が定める期日までに提出しなければならない。

- (1) 補助対象経費に係る見積書の写し
- (2) 賃金増減表
- (3) その他市長が必要と認める書類

(交付の決定)

第 11 条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、相当と認めるときは、補助金の交付を決定し、賃上げ環境整備支援事業補助金交付決定通知書（第 3 号様式）により、申請者に通知するものとする。

- 2 市長は、前項の場合において、適正な交付を行うため必要があると認めるときは、補助金の交付の申請に係る事項につき修正を加え、又は条件を付することができる。
- 3 市長は、申請が到達してから 20 日以内に第 1 項の決定を行うものとする。

(変更等の承認の申請)

第 12 条 補助金の交付の決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、補助対象事業の内容を変更し、中止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ賃上げ環境整備支援事業補助金変更・中止・廃止承認申請書（第 4 号様式）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

- 2 条例第 11 条第 1 項第 1 号に規定するあらかじめ市長等の承認を受ける必要がない軽微な変更とは、補助金額の 20%未満の減額かつ、補助目的に変更がなく、事業計画の細部を変更する場合とする。

(実績報告及び請求)

第 13 条 補助事業者は、補助対象事業が完了したとき（補助対象事業の廃止の承認を受けたときを含む。）は、完了した日から起算して 30 日を経過した日又は令和 9 年 2 月 20 日のいずれか早い日までに、賃上げ環境整備支援事業補助金実績報告書兼請求書（第 5 号様式）に次の各号に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 補助対象経費に係る契約書、納品書、請求書及び領収書等の写し
- (2) 導入した設備等の設置状況が分かる写真
- (3) 賃金増減表（前後の賃金台帳の写し等を含む。）
- (4) その他市長が必要と認める書類

(補助金の額の確定)

第14条 市長は、前条の規定による報告があったときは、その内容を審査し、補助対象事業の成果が交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、賃上げ環境整備支援事業補助金交付額確定通知書(第6号様式)により、補助事業者へ通知し、速やかに補助金を交付するものとする。

(交付決定の取消及び返還)

第15条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 条例や要綱又はこれに基づく交付条件若しくは指示に違反したとき。
- (2) 偽りその他不正な手段により補助金の交付決定又は交付を受けたとき。
- (3) 補助金を補助対象事業以外の用途に使用したとき。
- (4) 賃上げ要件(1.9%以上)を達成できなかったとき。
- (5) 令和9年1月31日までに補助事業を完了しなかったとき又は完了する見込みがないとき。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命じるものとする。

(補助金の経理)

第16条 補助事業者は、補助対象事業に係る一切の書類について、当該事業が完了した年度の翌年度から5年間保存し、市長の要求があった場合は閲覧に供さなければならない。

(財産の管理等)

第17条 補助事業者は、本事業による取得財産等について、本事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理し、補助金の交付の目的に従ってその効率的運用を図らなければならない。

2 補助事業者は、取得財産等について、市長が定める期間内は処分してはならない。また、市長が定める期間を経過する前に取得財産等を処分することにより収入があったときは、市長に書面で報告し、補助金の全部又は一部を市に納付しなければならない。

(財産の処分制限)

第18条 前条第2項に定める期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)及び補助対象事業により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間(令和5年4月26日経済産業省告示第64号)に準じる。

2 前項に規定する期間内に、取得財産を処分(転用、譲渡、貸付け、廃棄又は取り壊し及び担保に供する処分)しようとするときは、あらかじめ、取得財産等処分承認申請書(第7号様式)を提出し、市長の承認を受けなければならない。

(債権譲渡の禁止)

第19条 補助事業者は、第11条第1項の交付決定により生じる権利の全部または一部

を、第三者に譲渡または承継することができない。

(立入検査等)

第20条 市長は、補助対象事業の適正を期するため必要があるときは、補助事業者に対して報告させ、又はその事務所等に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査することができる。

(その他)

第21条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、産業観光局長が定める。

附 則

この要綱は令和8年5月8日から施行する。

別表 1 (第 3 条関係)

【中小企業者】

業種	中小企業	
	資本金の額又は 出資の総額	常時雇用する 従業員数
①製造業、建設業、運輸業 その他の業種 (②～④を除く)	3 億円以下	3 0 0 人以下
ゴム製品製造業 (自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く。)	3 億円以下	9 0 0 人以下
②卸売業	1 億円以下	1 0 0 人以下
③サービス業	5 千万円以下	1 0 0 人以下
ソフトウェア業又は情報処理サービス業	3 億円以下	3 0 0 人以下
旅館業	5 千万円以下	2 0 0 人以下
④小売業	5 千万円以下	5 0 人以下

【小規模企業者】

業種	常時使用する 従業員数
製造業、その他の業種	2 0 人以下
商業 (卸売業・小売業)、サービス業	5 人以下
宿泊業、娯楽業	2 0 人以下

※常時使用する従業員数とは、正社員や 1 か月を超える期間を定めて雇用している契約社員、パート、アルバイトをいい、役員、個人事業主、専従者を含まない。

【組合、連合会】

組織形態	定義
企業組合	—
協業組合	—
事業協同組合、 事業協同小組合、 協同組合連合会	—
水産加工業協同組合、水 産加工業協同組合連合会	—
商工組合、 商工組合連合会	—
商店街振興組合、 商店街振興組合連合会	—

生活衛生同業組合、 生活衛生同業小組合、 生活衛生同業組合連合会	直接又は間接の構成員の3分の2以上が5,000万円（卸売業を主たる事業とする事業者については、1億円）以下の金額をその資本金の額若しくは出資の総額とする法人又は常時50人（卸売業又はサービス業を主たる事業とする事業者については、100人）以下の従業員を使用する者
酒造組合、 酒造組合連合会、 酒造組合中央会	直接又は間接の構成員たる酒類製造業者の3分の2以上が3億円以下の金額をその資本金の額若しくは出資の総額とする法人又は常時300人以下の従業員を使用する者
酒販組合、 酒販組合連合会、 酒販組合中央会	直接又は間接の構成員たる酒類販売業者の3分の2以上が5,000万円（酒類卸売業者については、1億円）以下の金額をその資本金の額若しくは出資の総額とする法人又は常時50人（酒類卸売業者については、100人）以下の従業員を使用する者
内航海運組合、 内航海運組合連合会	直接又は間接の構成員たる内航海運事業を営む者の3分の2以上が3億円以下の金額をその資本金の額若しくは出資の総額とする法人又は常時300人以下の従業員を使用する者
技術研究組合	直接又は間接の構成員の3分の2以上が中小企業者、企業組合、協業組合に該当する者

【特定非営利活動法人】※以下を全て満たす場合のみ対象。

- ・「特定非営利活動促進法」（平成10年法律第7号）第2条第2項に規定する特定非営利活動法人であって、広く中小企業一般の振興・発展に直結し得る活動を行うものであること。
- ・従業員数が300人以下であること。
- ・「法人税法」（昭和40年法律第34号）第2条第13号に規定する「収益事業」を行う特定非営利活動法人であること。
- ・認定特定非営利活動法人ではないこと。

【社会福祉法人】※以下を全て満たす場合のみ対象。

- ・「社会福祉法」（昭和26年法律第45号）第32条に規定する所轄庁の認可を受け設立されている法人であること。
- ・従業員数が300人以下であること。
- ・「法人税法」第2条第13号に規定する「収益事業」を行う社会福祉法人であること。

別表 2 (第 8 条関係)

## 【対象経費】

経費区分	内容
機械装置・備品費	省力化・生産性向上に資する機械装置、器具備品の購入、製作、改良に要する経費
導入関連費	上記機械装置等の運搬、据付、調整、指導等に要する経費

## 【想定される設備・機器の例】

業種	想定される設備・機器の例	期待される効果
製造業	自動検品 AI カメラ、協働ロボット、NC 加工機（高精度な金属・樹脂加工を行う機械）、3D 測定機 など	手作業の自動化、加工時間の短縮、不良品発生抑制による歩留まり向上 など
飲食・宿泊業	自動食器洗浄機、急速冷凍機（ドリップレス）、自動調理器（回転釜等）、スチームコンベクションオープン、自動清掃ロボット、配膳ロボット、自動チェックイン機 など	大量調理の省力化、品質の安定、外販（冷凍食品）による売上拡大、清掃・搬送の負担軽減 など
卸売・小売業	自動釣銭機付 POS レジ、自動梱包機、昇降式フォークリフト など	会計時間の短縮、ピッキング・梱包のスピードアップ など
建設・運輸業	ドローン測量機器、デジタルタコグラフ（運行データを記録する機器） など	安全性向上と工期短縮、事務作業の効率化 など

## 【対象外経費】

- ・汎用性が高いもの（補助事業以外の日常業務にも転用できるもの）  
パソコン、タブレット、スマートフォン、一般車両、事務用家具、備品（机・椅子・一般的なエアコン等）などの購入費。
- ・単なる設備の更新・維持や光熱水費の経費削減を目的とするもの  
生産能力や精度が既存設備と変わらない単なる設備更新や、消耗品・予備品（工具の刃、ベルト、フィルター等）の購入費、専ら光熱水費の経費削減を目的とする設備など、生産性向上に直接寄与するか判断することが困難な経費。
- ・不動産・工事関係  
建物の建築・改築費、土地取得費、機械を設置するための基礎工事や電気配線工事などの施設工事費。ただし、導入設備・機械本体の「運搬費」「据付費」「調整費」といった導入に直接必要な経費は対象とする。
- ・その他  
「販路開拓費（広報費、イベント経費など）」、「中古品の購入経費」、「交付決定通知日より前に、発注・契約・購入等を行った経費」、「品質を犠牲にして速度のみを上げる設備や、労働環境を悪化させるおそれのある設備」、「振込手数料」、「公租公課」など。